新型コロナウイルス感染症に伴う 主な支援メニュー 《個人向け》

2020年4月25日現在

項目	状 況	名 前		2020年4月25日現在
貸付 (かりる)	収入が減って 家計に維持 が難しい	緊急小口資金	主に休業などで緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付を行う 上限:10万 <u>(個人事業主等特に必要な場合20万円)</u>	市区町村社会福祉協議会
貸付 (かりる)	収入が減って <u>家計に維持</u> が難しい	総合支援資金	主に失業などで生活の維持が難しくなった場合にに貸付を行う 2人以上世帯は月20万円以内、単身は15万円以内 原則3か月 まで	市区町村社会福祉協議会
給付 (もらえる)	新型コロナウイルスで影響を受けている 全ての人	特別定額給付金	<u>一律1人10万円</u> を給付	総務省
給付 (もらえる)	<u>子育て世帯</u> で家計が大変	児童手当増額	今年6月支給分に 子ども一人あたり1万円を増額(手続き不要)	市町村窓口
給付 (もらえる)	失業・収入減で大学などの <u>授業料</u> が支払えない	高等教育就学支援制度	<u>授業料免除</u> ・返済の必要のない 給付型奨学金	日本学生支援機構
給付 (もらえる)	<u>住居を失った</u> <u>又はそのおそれがある</u>	住居確保給付金	家賃実費支給 上限は住居地による (長野県の上限: <u>単身世帯/月額31,800円以内</u> <u>2人世帯/月額38,000円以内</u> <u>3~5人世帯/月額41,300以内</u>) 支給期間:原則3か月(最長9か月まで延長可能) 支給対象者:離職や廃業と同程度の状況にある方	市区町村窓口
猶予 (延長)	<u>市区町村民税・固定資産税</u> が 支払えない		自治体の判断で各種納税の徴収期限を決定	市町村窓口
猶予 (延長)	国 民健康保険料・国民年金保険料 が 支払えない		自治体の判断で保険料の徴収期限を決定 国民健康保険は免除制度あり	市町村窓口
猶予 (延長)	電気・ガス・水道など公共料金や 電話代 が支払えない		支払期限を1~4か月延長	各事業者
猶予 (延長)	<u>住宅ローン</u> が支払えない	_	今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能	各金融機関